

意見書の主な反対意見の要旨と事業認定庁の見解を併記した意見対照表

○意見書の提出総数 24件

番号	意見の項目	意見書の概要	認定庁の見解
1	加美町の財政について	<ul style="list-style-type: none"> ・県内でも財政がワースト上位にある町の1人として、箱物で無駄遣いをして人の流れが変わったとしても一時的なことにはかと思えないので、子や孫に無駄な借金は残したくない。 ・将来、交付金の増額・町税の増収が見込める訳でもない中で、新たに土地を取得することには反対する。 ・町の歳入のほとんどが交付税で賄われ、国と地方にたよりきった町の財政状況ではお金がかかる庁舎は必要ない。子や孫に借金を残したくない。 ・町民は健全は町作りを望み、これ以上借金を増して次世代まで負担をさせたくない。 ・現在でも厳しい財政の中で不透明な建設計画（すべての経費が見積りされているとは思えないため）と地方交付税の縮減による収入減及び人口減少、少子高齢化住民要望の多様化による単独事業への備えが不十分となり魅力ある地域づくりが実施できる余地が益々なくなり、定住者減少に拍車がかかる。 ・地盤が低く軟らかく水害に合う率が宇西田地区より高いと思われる矢越地区に造成整地整備して新庁舎を建設又は付近には工業団地を造成して企業誘致すると有りますが、財政難の町が無駄に税金を使用することに反対する。 ・矢越の役場建設は、借金の多い加美町にとり将来負の財産になることは必至である。 ・役場造成に伴う（用地の買収費や農業用排水路工事等）種々の費用や借金は、人口減と財政難の加美町が、子や孫までも不安や増税等を背負わせることとなる。財政が健全で安心して暮らせる町民の生活を保障し、町全体が活力のある明るい町となって、元気な子供の育成をするためにも負債を増したくない。 ・財政が厳しいこの時に新たに土地を取得して、庁舎をとという考えには到底賛成はできない。 ・宮城県で二番目に借金のある加美町が、財政難に町有地が西田にあるにもかかわらず、わざわざ借金を増やす矢越にしなければならぬのか不思議である。 ・今後更に国、県の財政状況が厳しさを増すことが予想される中、無償譲渡された町有地を利用せず、矢越地区を求める理由に正当性を見出すことができない。 ・町民の税金を無駄遣いされることには強く反対する。 ・国、県、町のいずれも借財を背負っている中で、子供達、孫たちにまで借財を背負わせることは理解できない。無駄な買い物をするを強く反対する。平成20年度県内市町村の健全化判断比率（確定値）実質公債比率がワースト2であり、平成20年将来負担比率は148.3%と決して良くない。 	<p>起業者の財政状況又は財務状況が良好でないからと言って直ちに二号の要件を欠くとは言えない。町議会において、本件事業関連の予算が議決されている以上、事業認定を行うに当たって問題とならない。</p>
2	位置選定について	<ul style="list-style-type: none"> ・起業地について「利便性が良く町の一体感を醸成できる場所」となっているが、何を指して一体感の醸成なのか、真意が理解できない。 	<p>町の一体感の醸成については、合併町のシンボル性として説明されている。</p>
3	候補地1（現庁舎西側町有地）の利活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎西側町有地は、ソニー㈱から庁舎を建てると言うことで譲り受けた土地で宅地として売買することに反対する。 ・少子化の時代、毎年人口が減っているときに、多くの人が新庁舎適地としている現庁舎西側町有地に定住化促進住宅を建設しようとしているが、そんなに箱物を作る必要があるのか？ ・現庁舎西側町有地は定住促進の活用と計画しているが、就職先のないこの加美町に若い世代が定住すると言う確証はない。 	<p>候補地1（現庁舎西側町有地）の利活用方法は本件事業にかかる公益性の判断に無関係であり、事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事項ではない。</p>
4	加美町の行政機関の配置について	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎を建設し、今現在、支所に分散している議会・教育委員会・農業委員会を新庁舎に一体化することによる町民に対するメリットはない。建設資金の圧縮を図ることこそが、町民に対するメリットである。 ・加美町は3地区小野田、宮崎、中新田が合併した町で支所機能を充実させれば、中新田地区に大きな庁舎は必要ない。 ・新庁舎に一極集中すると、小野田、宮崎はますます寂れてしまう。新庁舎はコンパクトにして現在ある小野田・宮崎の機能（小野田の農業委員会・議会、宮崎の教育委員会）を残し、金の少しでもかからない西田地区に建設を望む。 	<p>庁舎利用者の利便、行政事務の効率などを考えると、支所等に分散している機能を一体化することは合理的ではないと言えない。</p>
5	建設予定地の地質調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地である矢越の地質調査の予定が変更になったのはなぜか、3か所のボーリング調査が、いまだ実施されていないことについての説明がない。 	<p>起業者の計画する地質調査に変更があった場合、説明をする方がより好ましいと思われるが、地質調査の調査箇所数などは、事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事項ではない。</p>

番号	意見の項目	意見書の内容	認定庁の見解
6	事業計画に反対する地権者の存在について	<ul style="list-style-type: none"> ・起業地の地権者が売らないといっているにもかかわらず事業認定の申請をしたことは納得できない。住民説明会では強制収用はしないと説明した。 ・用地買収に反対する地権者がいるので、町の方からすべて買収済みとあれば嘘である。 ・現在、矢越の地権者2名が土地の買収を拒否している。 ・地権者6名中2名が強硬に反対（内容証明にて意思表示）しており、事業認定の条件である用地取得がなされていない。 	事業計画に反対する地権者の有無は、本件事業に係る公益性の判断に無関係であることから、事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事業ではない。また、すべて買収済みとの説明は受けていない。
7	庁舎位置の決定過程について	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの反対意見についても「議会で決定したこと」と十分な検討がなされない。 ・H23年3月の定例議会で新庁舎の候補地を提示して以来わずか3か月で決め、その後町民に説明会を行うなど全く町民を無視し町で決めたことには有無を言わせないやり方をしている。 ・「加美町新庁舎建設検討委員会」では、現庁舎の西側（加美町西田1番地）が、広さからいっても近辺に学校や図書館、郵便局・銀行・商工会がある人口集積地であり、環境としても近くに公園があり、庁舎を利用する人々にとっては一度で用件を済ませられる便利な場所であるとして、西田一番地内が最適であると加美町に答申した。また、平成21年度に町職員で構成されたでも全員が圧倒的に西田の町有地が最適であると答申している。さらに、住民4,500名以上が署名して西田の町有地にと要望書を町に提出している。町長は町民の声を聞こうともせず、あげくに町会議員とは談合を重ね、3月に施政方針を示し、5月に決定すると言う拙速な強引なやり方で加美町議会で庁舎移転の条例改正案を可決した（「加美町を考える会」を中心に条例の再改正を求め3,236名の署名を集め、11月5日臨時議会で審議されたが、否決された）。 ・事業計画は民意を反映せず重視せず新庁舎検討委員会の過程を無視している。 ・庁舎は西田一番地と決定していたにもかかわらず、それを覆すような町長、議会に対して不信が募る。 ・新庁舎建設問題は、あまりにも町長の独善的な発想で、町民の意見を無視し、いろいろな機関（委員会等）での決定も覆してから、議会で決定した。 ・永年に渡り各種委員会（町長、議員、行政、有識者等出席）で西田が一番庁舎建築に適地であると議事録に記載されているのに、各種委員会は何であったのか。 ・条例による「加美町新庁舎検討委員会」、加美町訓令に基づく「加美町新庁舎整備検討委員会」において現庁舎西側町有地が適地であるとする各検討委員会の検討結果を尊重し、事業認定申請の起業地は土地等の適性かつ合理的利用に寄与するものではなく、現庁舎西側町有地が最適地である ・庁舎の位置を現庁舎西側町有地へ移転するための条例改正案について平成22年11月5日町議会で賛成7人反対13人で否決されたが、起業地へ移転すべきとする特別決議（平成22年5月1日加美町臨時議会）は覆されたと考えられる。 	町当局の起業地の選定過程（事業の進め方）や議会における議決に関するものであり、本件事業に係る公益性の判断に無関係であることから、事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事項ではない。
8	軟弱地盤による庁舎建設の弊害について	<ul style="list-style-type: none"> ・矢越は、昔から地盤が軟弱であるといわれている場所であり、ゴルフの練習場が隣接しており恐怖感、危険な感じがする。 ・新庁舎建設予定地は他の土地よりも軟弱であることは井戸掘り職人などが証言する場所であり、安全面の心配がある。 ・軟弱地盤で粘性土では沈下や破壊、砂質土では地震時に液状化が予想される地盤になぜ新庁舎を建てるのか。 	事業計画は、地質調査を実施した上で検討された軟弱地盤対策を含めたものとなっており、事業認定を行うに当たって問題とならない。
9	土地収用法上の手続の瑕疵について（事前説明）	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設計画が町民へ事前説明がなされていない。 ・住民に対する説明は全く議会において決定した内容の報告であり、意思表示の機会すら得られなかった。 ・「農業用排水路付替工事」に関しては町民説明会で全くされず、上・下水道の工事費用、電気工事費、免震構造についても、町からの説明は一切なかった。 ・今回の事業名に「農業用排水路付替工事」が追加される経過について全く情報を開示していなかった。今回の縦覧ではじめて分かったことである。 ・起業地付近は大雨が降ると田園一帯が冠水する地域であり、新庁舎建設のために盛り土を1m～1.5mと説明しているが建設地の東側一帯の田園はより、低くなることは確実である。大雨の対策について十分、納得できる説明をしていない。 ・説明会の告示記事も極端に小さく気付きませんでした。集まった住民も10数人と不満の残る説明会でした。行政幹部も県の指導で実施したとのこと。消化すれば良いという姿勢が有りで、住民無視を感じる説明会でした。 	起業者は、土地収用法第15条の14及び同法施行規則第1条の2の規定に基づき、登記上で知り得る範囲の未買収地の権利者に対して事前説明会の開催通知を行い、また、新聞広告の手続きも行っている。また、事前説明会で説明すべき内容は「事業の目的及び内容」であり、工事費など事業計画としての細部まで確定している必要はないことから、手続きの瑕疵があるとは認められない。
10	交通安全について	<ul style="list-style-type: none"> ・矢越地区は、両国道の交差点付近で、今後高齢化社会が進み交通事故発生が起きやすくなり、建設に反対する。 ・矢越地区の交通上の安全性について全く調査もなく町はすべて曖昧の答弁で裏付けもなく住民の納得に至らない。 ・起業地に近接する国道347号線と国道457号線の交差点は、加美町で最も自動車の交通量の多いところであり、庁舎に自転車又は徒歩で行くには、災害時、平時を問わず必ず国道を横断しなければならないので、普段、町民はこれほど車両交通量の多いところの横断にはなれていない町民にとって安全性に問題がある。 	「今後高齢化社会が進み交通事故発生が起きやすくなる」との意見は一般的な懸念であり、事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事項ではない。また、国道の横断に伴う交通安全については、国道347号と国道457号交差点に横断歩道が設置されていることから、事業認定を行うに当たって問題とならない。

番号	意見の項目	意見書の内容	認定庁の見解
1 1	起業地の比較検討について (候補地1：現庁舎西側町有地の優位)	<ul style="list-style-type: none"> ・西田一番の方が防災の上からも、交通安全上からも、又、住民が万一避難する上でも身近であり周囲に広い土地や施設が整っているのが有利です。 ・国の方針もコンパクトシティーに移行している中、現在の経済状況から言っても、人口の高齢化に向かう折からも集中したまちづくりがこれからは大切である。矢越地区に庁舎を建てても新しい町は広がらない。 ・起業地周辺の道路は大型車が頻繁に通る、人が横断するのに危険な場所で、朝夕のラッシュが予想され老人や子供の事故が増すおそれがある。 ・建設に当たって西田一番の方がはるかに経済性に優れている。矢越地区では事業費は増すばかりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間から譲渡された町有地を利用すれば、隣地である澤桜公園と一体化した、どこにもない魅力ある庁舎とその地域環境を醸成することができ、将来への可能性を膨らませることにより、地域が活性化できる。 ・住民にとって住環境に近く、商工関係者がこれまで築き上げてきた街との距離も近く、街を改善しながら新しい文化の創造につながられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・字西田地区は、旧中新田中学校が有り地盤が硬く字矢越地区より高いので、水害にも強く、南には中新田小学校、中新田高校、北には大きな図書館、児童館もあり災害時優位に利用することができる。 ・小学校遠足時の貸切バスが通る道路もあり、用地買収資金もいらず土地も広く、移動費も少なく経費も少なくてすむ。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点として近隣に庁舎と共に確保、なお、かつ公共施設、病院、商工会館、学校、児童館、図書館、公園等が町有地に隣接。避難場所の収容人数が加美町最大に有し、イベント駐車場として利便性に優れてるのが町有地（西田地区）である。災害時には、役場西側町有地に新庁舎があることで、危機管理拠点として効果的かつ迅速な支援、救援活動が可能である（収容人数計 17,700 人）。 ・現庁舎西側町有地を定住促進エリアと位置づけ住宅分譲し、私有地にすることで進められているが、深刻な少子高齢化社会が進み、平成 15 年合併から平成 22 年度まで 2,163 人の人口減少している実態をよく見極めた将来の地域づくり新生加美町の創造には極めて遠い。 ・既存の施設を利活用する検討も必要との意見がまさしく将来の加美町の創造にピッタリのアイデアである。庁舎はシンボルでも町発展の起爆剤でない。 ・現庁舎付近において、交通事故の発生を聞いた記憶がない。西田町有地は、環境に恵まれ住民が最も安心して利用でき、各支所からも対応できる環境である。・不景気の波と財政面の緊迫の中、新たに矢越地区に町民の税金を投入することの角度からも建設には西田町有地が優れている。 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高齢化社会が顕著な加美町で、自分の足で行ける場所も現在地がベストであると思うし、現在の役場をめぐる環境は素晴らしい。安全で安心して暮らせる町民生活と、そして子供たちが通学する学校や福祉施設が近くにあることを望むから、現在位置は何も問題はないのです。加美町が一つになりえることイコール庁舎の位置ではないと思います。 <ul style="list-style-type: none"> ・今財政難の時になぜ町民が一番に望んでいる町有地を利用せず、新たに土地を求め莫大なお金をかけてまでも庁舎を建設する意図に非常に疑問と怒りを感じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・近くに小学校、中新田中学校、児童館、図書館とあるので、子供達の安全の為に最適かと思う。また、この4つの建物は災害時の避難場所として指定されており、災害の時には、これらの建物と庁舎は 200～500 m以内にあり連絡が取りやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ・起業地の用地の買収、造成に 2 億円を町では計上しており、町民に必要でない経済負担を強いる。 ・現庁舎西側町有地の道路拡幅のため同額の費用は安くなる（1軒の居宅が建っていない部分の敷地を買収するだけで可能となる）。 ・矢越の軟弱地盤に建てることで、現庁舎西側町有地に建てるより、はるかに多くの経費を使うことになる。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去に SONY 中新田から役場の建設の為に無償でもらった土地があるにもかかわらずそれを無にして新しい土地を求めることに反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点性は起業地より現庁舎西側町有地の方が極めて優位である。 災害の状況によるので交通確保の良否については断定できない。 現庁舎西側町有地は加美町の人口の最も密集する場所に位置し、近隣に学校、さわぐら公園、図書館などが位置し、良好なオープンスペースがある、しかも加美町として難場所に指定しているので防災拠点性は極めて高い。 ・災害時、平常時の利便性は現庁舎西側町有地の方が優位である。 ① 平常時において通勤時混雑している国道 3 4 7 号線と国道 4 5 7 号線の交差点は、起業地に庁舎を開設した場合、更に混雑は増加することとなる。現庁舎西側町有地は国道 3 4 7 号線への通過交通は 3 つの路線があるので混雑することは極めて少ないものと考えます。 ② 西田グランド線は、新丁西田大通線への通行は午前 7 時から午後 7 時まで大型貨物車の通行が規制されているが、近年大型自動車の通行ができるように民家 1 軒の立ち退きをしていただき拡幅改修工事を行い、現在物理的には大型バス、大型貨物自動車など支障なく通行できる。災害時には緊急支援車両が支障なく自由に通行することは、特例として認められることは当然である。現庁舎西側町有地に新庁舎を建設するために西田グランド線の拡幅整備をすることは全く必要がない。拡幅整備が必要とするのは現庁舎西側町有地のマイナス評価を高める手法であると思える。 ・起業地は将来のまちづくりへの対応が容易な場所にはならない。 ① 起業地は、新規格道路の開通などで新たな店舗等の出店が考えられことは当然である。それが新庁舎の建設によるものであることにはならない。その効果は「将来に向けた新しい地域づくり」などと言えるものではなく限定的であると考えられる。起業地を含み周辺の土地は農業振興地域に指定され、農業振興地域の解除や農地転用は現庁舎西側町有地がある場合は厳格に規制されている。 	<p>庁舎の位置における価値評価の絶対的・客観的な尺度基準を見出すことは困難であり、起業者提示の資料等から明らかに他の案が優れていると認められないことから、起業地が庁舎建設位置を選定するに当たり事業費等の条件のみを考えるのではなく、災害時・平常時の利便性等の諸条件を総合的に検討して建設位置を申請案と決定したことについては、合理的であると認められる。</p>

	<p>「新生加美町の創造」について、何時、何が、どのように発展していくのか計数的に示さなければ、起業地の優位性は証明できない。</p> <p>② 現庁舎西側町有地を現庁舎とともに人口増加定住エリア、福祉施設エリアとして、町は発展に繋がるとして現庁舎西側町有地を宅地分譲、賃貸住宅などとしているようであるが、具体像は何も示していない。現庁舎跡地とされる福祉施設エリア構想についても曖昧である。</p> <p>一方、現庁舎西側町有地は役場職員駐車場として、休日に行われる中新田地区における数回の祭りなどのイベントには、多くの観客の駐車場（約 600 台）として使われている。また、小学校の入学式、卒業式、授業参観や幼稚園の運動会などの駐車場として有効活用されており、利用できなくなればこれらイベントに大きな支障を与えることになる。</p> <p>③ 一体感の醸成は中新田地区、小野田地区、宮崎地区の特性を活かし、それぞれの地場産品、文化、芸能、音楽、スポーツ等々を通じ町政全体の中で施策を講じてなすべきものである。田園風景の中に3階建ての庁舎が突如現れることが一体感の醸成になるのか。人それぞれに感情は異なると思われるけれども国道沿いに建設しアピールすることは庁舎建設位置決定の要素にはならないと考える。</p> <p>・現庁舎西側町有地は交通環境の変化に特に問題が生ずることはほとんどない</p> <p>① 現庁舎西側町有地の交通量の増加は三方向からの道路が接続され平常時には閑散とした状況である。最も交通量が増加するのは通勤時と思われるが、特に渋滞等の問題は全く発生しないと断言できる。よって生活環境に及ぼす影響もないと考える。歩行者通学児童交通はすべて道路には歩道が設置されており安全性は現在と変わらないと考える。</p> <p>② 西田グランド線の拡幅整備の必要はないものとする。</p> <p>・起業地への庁舎建設は事業費が莫大で経済的優位性は極めて低い。</p> <p>① 起業地は私有地であるため用地購入が必要である。また、起業地は、軟弱地盤で造成費用も膨張することが予想される。また、起業地は、上水道、下水道、電気、電話などインフラ整備は全く行われていない。状況によっては、事業費予算の増額も憂慮されることである。</p> <p>現庁舎西側町有地は用地購入の必要はなく、ソニーの電気部品工場（建物）の跡地であり地盤は堅固である。</p> <p>② 現庁舎西側町有地は町道西田グランド線の道路拡幅整備の必要なく、申請書の候補地比較表において用地費 1.1 億円を記載しているが削除すべきものである。</p> <p>③ 加美町の赤字財政は、極めて深刻な状況にある。平成 20 年実質公債比率は 18 % 以上で地方債発行に係る協議制度において、一般許可団体扱いである。また、加美町は、少子高齢化が進み福祉予算の増額人口減少による地方交付税の縮減傾向にあり、新規事業の削減や住民へのサービス低下や若者の負担の増大が懸念される。</p> <p>・地震防災マップ（地域危険度マップ）によれば、起業地は危険度 3 で、現庁舎西側町有地は危険度 1 で現庁舎西側町有地の方が安全性が高い。</p> <p>・現庁舎西側町有地に隣接する「さわざくら公園」を庁舎と一体化することにより庁舎を訪れる人にとっても、公園散策などでき好ましい環境になる。公園には駐車場がないのでこれを補完することもできる。</p> <p>・現庁舎西側町有地から商店街への道路及び田川方面への道路は両側に歩道があり、80 本以上の樹木が植えられ春夏秋冬を彩っている。道路もスピードを控えさせるため凹凸の道（vip ロード）にしておりコミュニティ作りを推進する環境が整っている。反面、起業地は国道と農地、将来の誘致企業工場と都市計画に一体性がない。</p> <p>・土盛りをして一次圧密、二次圧密による地盤沈下の発生が予測され、対策として地盤改良や構造物による対応となるが、いずれも多額の費用を要し、この点で西田に比べ経済性で不利であること明白である。</p>	
1 2 環境に与える影響について	<p>・起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平 4. 第 7 5 号）で保護すべき動物（絶滅危惧種）に該当するものがある。</p> <p>・環境省レッドリスト又は宮城県レッドデータブックで指定された重要種のうち、生息が確認されたマルタニシ、トウキョウダルマガエル、キンナガゴミムシのについて、起業者は着工前に「採取移動」や水路切替えなどにより、「生息環境を改変する」、「自主的移動を促す」など保全対策として可能な配慮を行うなどとしているが、生息環境の改変やカエルやタニシなどの自主的移動の促進はできるのか？</p>	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定された希少野生動植物種に該当するものがあるとの意見であると思われるが、動植物名などの具体的事実が示されていないため、見解を述べることは困難である。</p> <p>起業者が任意で実施した動植物調査により生息が確認された重要種（環境省レッドリスト又は宮城県レッドデータブックで指定された種）について、専門家の意見に基づき対策を図っていくこととしている。したがって、重要種について適切な保全対策が講じられていると認められる。</p>
1 3 事業費について	<p>・町の身の丈にあった新庁舎であってほしい。</p> <p>・事業申請書に明記されていた矢越地区の事業費 2 2 億円の中には農業用排水路付替工事費やインフラ整備の費用は含まれていない。軟弱地のため地盤整備の費用などこの先追加追加で 3 0 億以上の事業費になるのでは…と予想されている。</p> <p>・起業地は他の候補地より経費がかかると予想しているが、予定外のボウリング調査及び免震構造を行うため、さらに費用が追加されることが分かった。</p>	<p>本件事業費については町議会での予算審理段階で検討されるべき事柄であって、町議会において本件事業関連の予算が議決されている以上、事業認定を行うに当たって問題とはならない。</p>
1 4 加美町の財政負担能力について	<p>・水田の買収価格が 10 アール当たり 500 万円との町側の説明であったが、町はそんなに金があるのか？債務が県内ワースト 3 に入っている加美町にそんな余裕はない。</p> <p>・町では合併特例債が本当にもらえるのか？安心できない。</p>	<p>合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費等については、合併年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方債（合併特例債）をもってその財源とすることができていることになっている。</p> <p>起業者は合併特例債などにより施行に必要な予算措置を講じることにしており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。</p>

番号	意見の項目	意見書の内容	認定庁の見解
15	町政・議会への不信について	<ul style="list-style-type: none"> 切迫している加美町の財政状況の中、多額の建設費用を伴う、新庁舎建設を短期間で強引に熟慮もせず、進めようとしている加美町町長と町議会の手法には呆れる。 自己の夢のために将来を担う息子や孫の世代に大きな負担を残そうとする民意を欠いたこの建設に対し県民の長、村井知事殿にも是非、加美町の庁舎問題の在り方を考えていただきたい。 庁舎西側町有地は新庁舎建設用地として加美町に譲渡された土地であると聞いているが、副町長が 1.7 ヘクタールの広大な土地の譲渡についてよく分からないというのはどういうことなのか。 住民の意見を無視し、独断と偏見でもって進め、町民が将来を不安視するような町長は過去にいたろうか？今回ほど町会議員の無能さを見せ付けられたことはあったでしょうか？町民は不信感にあふれています。 一般住民に対し新庁舎建設用地選定に至るプロセス及び詳細な評価内容と決定理由がが開示されなかった。 用地譲渡反対 2 名 の意思を無視した中で、計画が着々と先行&報道され、地権者に与える精神的苦痛を無視していること、基本的人権を著しく傷つけ続けていることを認識していないことは、為政者として最もやってはいけない行為と考えます。 <p>議会では可決されたが、短期間での強行な決議とフェアでない利害のからんだ議決としか言いようのない議決には、町民の多くが怒りを覚える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 11 月 5 日の臨時議会に向けて議員全員に理解を求めた結果拒否された議員、居留守を使った議員、連絡の取れない議員（議員 20 人）は町民代表としての議員の資質を疑う。 町長の資質を疑う。 現加美町役場西側に十分な町有地があるのになぜ新たに矢越にするのか説明にならない説明を聞いても納得できない。 町執行群と主たる職員は、同郷・同族意識。議員の多くは保身のために動いている。 町全体がゆがんでいる。歴史的流れがあるが、弱者を作る内容は強権の倣いで、庁舎の問題は、露骨なあらわれで我慢できることではない。 住民説明会や加美町を考える会の質問「なぜ町有地に建てられないのか」「なぜ土地代を出してまで民有地に建てなければならないのか」に十分納得できる説明をしていないし、情報の公開の責任も果たしていない。行政の言い分は一方向的で、とても承服できない。 住民の気持ちを無視したやり方に反対する。 加美町新庁舎整備検討委員会で町側委員・行政幹部の発言があらゆる角度から西田で一致していたのに、町長の発言で方針を変更したことは理解できない。 第 7 回加美町新庁舎整備検討委員会で「知事と話をしたが内々の話もある」との発言を平気で話す町政では明るい未来は見えない。 	町政・議会に対する不信感は、事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事項ではない。
16	まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> 中新田商店街は空洞化し寂れる。中新田が寂れると小野田・宮崎はもっと寂れる。 昔のような活気がなくなった中新田商店街は、人通りもますます少なくなり店を閉める所も出てくる。 人口が減少を続け、高齢者人口の割合が増す中、市街地が拡大すると、行政コストがかかり町民に負担を増えるのは明らかである。国が進めようとしているのは、コンパクトシティー施策ではなかったか。 起業地は将来工業団地として誘致する地域であるとしているが、誘致企業がいかなる業種であっても公衆が常に訪れる庁舎と工場等が隣接することは、都市計画上好ましいことではない。 	<p>「将来のまちづくりへの対応」の項目で代替案との比較検討が行われており、他の検討項目も社会的、経済的観点等から合理的な範囲内であることから建設位置を申請案と決定したことについては、合理的であると認められる。</p> <p>まちづくりの主体は市町村であり、都市計画の運用主体も市町村であることから、地域の土地利用は市町村で検討されるべき事柄であり、さらに本件事業は町議会において「庁舎の位置を定める条例を一部改正する条例」が議決されている以上、事業認定を行うに当たって問題とはならない。</p>
17	周辺農地への影響について	<ul style="list-style-type: none"> 起業地は農業振興地域で水路の整備等を通して良好な稲作地帯が形成されており、庁舎建設により周辺農地に悪影響をおよぼすことが懸念される。 	<p>庁舎建設による周辺農地への影響について内容が特定できないため、具体的な見解を述べることは困難である。</p> <p>悪影響が仮に農業用水のことを言っているのであれば、農業用排水路の付替工事により、周辺農地への影響はないものと認められる。</p>
18	宮城県の財政指導等について	<ul style="list-style-type: none"> 国、県が財政難時代又は加美町は財政難が県で上位なのに宮城県が間違った事業認定を認可したら、借金は終末には加美町町民に押し付けることになるので反対する。 宮城県も新庁舎建設事業認定認可に当たり財政指導する義務があると思う。 	<p>起業者に対して財政指導する義務はない。また、事業認定は事業の公益性を判断するものであり、財源については町議会での予算審理段階で検討されるべき事柄である。</p>
19	全町民の意思判断を求める機会の設置要望について	<ul style="list-style-type: none"> 全町民の意思判断を求める機会を設けることを希望する（住民投票） 	<p>事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事業ではない。</p>

番号	意見の項目	意見書の内容	認定庁の見解
20	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現庁舎西側町有地（人口増加定住エリア）の整備前に、加美町は住みやすい町だと言える様な環境・体制整備が最優先である。 ・ 庁舎は町民のためにあるべき。 ・ 決算において、特別財源を含む複式簿記を取り入れ、町民が安全で安心して生活できることが先決と思う。 ・ 矢越地区の工業団地構想があるとのことですが、インフラ整備や不況の中企業誘致等誰が行うか。 	<p>事業の認定に関する処分に当たっては考慮すべき事業ではない。</p>